

平成29年7月9日

「『^{かみやど}神宿る島』^{むなかた}宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産一覧表への 記載決定について（速報）

我が国が世界文化遺産へ推薦を行っている「『^{かみやど}神宿る島』^{むなかた}宗像・沖ノ島と関連遺産群」について、第41回世界遺産委員会が8つの構成資産全てを世界遺産一覧表に記載することを決定しました。

決議の概要は、追ってお知らせします。

○決定時刻：

現地時間 7月9日（日）10：47
（日本時間 7月9日（日）17：47）

○資産名：「『^{かみやど}神宿る島』^{むなかた}宗像・沖ノ島と関連遺産群」

○構成資産：沖ノ島（^{むなかたたいしやおきつみや}宗像大社沖津宮）、^{こやしま}小屋島、^{みかどぼしら}御門柱、^{てんぐいわ}天狗岩 ^{むなかたたいしやおきつみやようはいしよ}宗像大社沖津宮遥拝所、^{むなかたたいしやなかつみや}宗像大社中津宮、^{むなかたたいしやへつみや}宗像大社辺津宮、 ^{しんばる}新原・^{ぬやまこふんぐん}奴山古墳群

（参考）世界遺産委員会による決議の4つの区分

- ① 記載（Inscription）：世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会（Referral）：追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期（Deferral）：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載（Not to inscribe）：記載にふさわしくないもの。（世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。）

<担当> 文化庁文化財部記念物課

課 長 大西 啓介

専 門 官 中村 崇志

文化財調査官 下田 一太

電話：03-5253-4111（代表）（内線 2877）

03-6734-2877（直通）

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」
世界遺産一覧表への記載決定に当たっての
松野 博一 文部科学大臣談話

ポーランドのクラクフで開催されている第41回世界遺産委員会において、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が、人類全体の貴重な遺産として世界遺産一覧表に記載されることが決定されたことを大変喜ばしく思います。

また、関係者の熱心な説明により、本資産が古代から連続と受け継がれてきた信仰を現代まで伝える遺産であることについて世界遺産委員会の理解が得られ、最終的に全ての構成資産を登録できたことを心から喜んでいます。

改めて、貴重な文化財を今日まで大切に守り伝えてこられた地域の人々や、関係者の皆様方のご努力に心からの敬意を表します。

文部科学省としては、地元の関係各位と連携しながら、人類の共通の宝である貴重な世界遺産の保護に万全を期し、後世に確実に引き継ぐとともに、積極的に発信してまいります。